

## 公益信託法の見直しに関する論点の検討 (2)

## 目次

第1	公益目的の信託事務の定義等.....	2
1	公益目的の信託事務の定義.....	2
2	公益目的の信託事務の種類.....	5
第2	受託者に関する認定基準.....	7
第3	信託事務に関する認定基準.....	10
1	当該公益信託の受託者等の関係者に対する特別の利益の供与禁止.....	10
2	営利事業を営む者等に対する特別の利益の供与禁止.....	12
3	社会的信用を維持する上でふさわしくない信託事務及び公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある信託事務の禁止.....	14
4	収支相償.....	16
5	公益目的の信託事務以外の信託事務による公益目的の信託事務の実施への支障がないこと.....	20
6	公益目的の信託事務の比率.....	20

(前注) 以下では、公益信託の認定基準について検討するが、公益法人制度において、公益法人認定法第5条等が規定する認定基準は、公益認定の取消し（同法第29条）を含めた監督上の措置を行う基準ともなっている。そのことと同様に、以下で単に公益信託の認定基準と記載している場合でも、それは当該基準に違反することが公益信託の認定取消し等の事由となり得ることも含意するものである。なお、仮にある認定基準が認定取消しの事由となるとした場合において、それを必要的取消事由とすべきか、あるいは任意的取消事由とすべきかは、それぞれの基準の内容、趣旨に照らして決すべきと考えられる。

## 第1 公益目的の信託事務の定義等

### 1 公益目的の信託事務の定義

公益目的の信託事務は、学術、技芸、慈善その他の公益を目的とするものであって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとして、具体的に列挙されたものであるとすることによってどうか。

※ なお、公益信託の受託者が行うことが許容される信託事務の範囲は、部会資料32の第2の1「助成事務以外の信託事務の許容」、同2「許容される信託事務の範囲」の各論点において検討している。本論点は、上記各論点とは別に、公益性の有無の観点から、公益目的の信託事務の外縁を画する定義について検討するものである。

(補足説明)

1 公益信託法は、公益信託を「信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノノシテ次条ノ許可ヲ受ケタルモノ」（同法第1条）と規定しているが、「公益」の具体的内容に関する規定はなく、公益信託の受託者が行う「公益信託事務」（同法第4条第1項）の具体的種類も列挙していない。もっとも、許可審査基準「1 目的」は、「公益信託は、公益の実現すなわち、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。」と規定している。

なお、税法上の認定特定公益信託の要件としては、その目的が「科学技術（自然科学に係るものに限る。）に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給」、「人文科学の諸領域について、優れた研究を行う者に対する助成金の支給」、「学生又は生徒に対する学資の支給又は貸与」等の1又は2以上であることを具体的に挙げた上で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものに限る。）であることが規定されている（所得税法施行令第217条の2第3項等）。

他方、公益法人認定法は、公益法人が行う公益目的事業を「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」（同法第2条第4号）と定義した上で、同法別表において、公益目的事業の具体的種類として「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」を始めとする23の事業を掲げている（注）。これらの事業の種類は、その性質上何らかの形で不特定かつ多数の者に利益をもたらすと考えられるものとして、国民の利益のために制定されている現行の諸法律の目的規定の内容を分類、整理したものと解されている（新公益法人制度研究会編著「一問一答 公益法人関連三法」（以下「一問一答」という。）192頁）。

（注）公益法人認定法別表が掲げる事業

公益法人認定法別表は、以下のとおり、第1号から第22号までにおいて、具体的な事業の種類を規定し、これに加えて、第23号において、「前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの」が公益目的事業に該当する旨を規定して、社会情勢の変化に伴い「公益」とされるものの具体的な内容が変化することに対応し得るよう、政令において別表に掲げる以外の種類の事業を定めることができるようにしている。

なお、第23号に基づく政令は、これまで制定されていない。

※ 別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業

- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるものの

2 まず、「公益」の概念について、公益信託と公益法人とで異なるものとする理由はないと考えられるところ、公益法人が行う「公益目的事業」の定義について、公益法人認定法第2条第4号は、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する（中略）不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」事業であることを一つの要件としている。

また、許可審査基準では「不特定多数の者」の利益の実現を目的とすることが公益信託についての許可の基準とされているが、その趣旨も、不特定かつ多数の者の利益を図る信託について一般の信託と異なる規律を適用することにあると解される所、現時点においてこのような趣旨に基づく従前の取扱いを変更すべき事由は見当たらない。

さらに、公益法人制度改革における公益法人の認定基準の明確化の要請は公益信託にも同様に妥当するといえるから、公益信託においても、公益目的を達成するための信託事務の具体的種類を法律に列挙する方法により明確化することが適切である。

したがって、公益目的の信託事務の定義としては、公益法人認定法における「公益目的事業」の定義を参考として、学術、技芸、慈善その他の公益を目的とするものであって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとして、具体的に列挙されたものであるとするのが相当と考えられるがどうか。

3 他方、公益目的の信託事務をこのように定義した場合には、「不特定かつ多数の

者の利益の増進に寄与する」ものであるか否かについて認定実務の段階で形式的な判断がされ、受給権者が特定の範囲の者に限られる信託等について、そのことのみを理由に公益性が認められないなどの事態が生ずる懸念もある。

もつとも、公益法人認定法の立法当時から、同法第2条第4号の「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」といえるか否かについては、形式的にこれを判断するのは適切でなく、①受益者等が特定の範囲に限られる場合でもあっても、その受益の効果が広く社会全体や十分広い範囲に及ぶことを積極的に意図して事業を行い、その事業を介して社会全体あるいは十分に広い範囲に利益が及ぶ場合、②現時点では受益者等が少数であっても、その事業の趣旨、性質から利益の及ぶ範囲を踏まえると、実質的に多数の者が受益の対象となる場合等についても、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」と判断されることがあり得るものと考えられていた（一問一答194頁）。また、公益法人の認定実務においても、共益的に行われるものを除く趣旨で、受益の機会が一般に開かれているかという点が事業の合目的性を判断する際のチェック事項の一例として挙げられており、受益の機会が特定多数の者（例えば、社団法人の社員）に限定されている場合は原則として共益と考えられるものの、受益の機会が限定されている場合であっても、例えば公益法人認定法第2条第4号別表各号の目的に直接貢献するといった合理的な理由がある場合には、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという事実認定をし得るとされている。このような認定をし得る例としては、特定の資格等を有する者の大半で構成される法人における講習による人材の育成が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合において、受講者が社員に限定されている場合が挙げられている（公益認定等ガイドライン「公益目的事業のチェックポイントについて」第2【補足】(3)参照）。

こうした公益法人の認定実務等を踏まえると、公益目的の信託事務の定義は前記2のとおりとした上で、公益目的を達成するための信託事務と私益・共益目的を達成するための信託事務との区分については、具体的な事案に応じて柔軟に解釈すべきであり、また、そうすることによって、前記のような公益性の認定について形式的な判断がされる可能性があるとの懸念にも対応できるものと考えられる。

したがって、例えば、公益信託の受給権者等が特定の範囲の少数者に限られる場合であっても、その信託事務を介して社会全体あるいは社会的に十分広い範囲に利益が及ぶ場合等であれば「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」と判断されることがあり得るものと考えられる。

## 2 公益目的の信託事務の種類

公益目的の信託事務の種類として具体的に列挙するものは、公益法人認

定法別表の掲げる公益目的事業の種類と同一とすることでどうか。

(補足説明)

1 この論点に関する公益信託法及び公益法人認定法の規定は、前記1の補足説明1のとおりである。

2 前記1の補足説明2のとおり、「公益」の概念について公益信託と公益法人とで異なるものとする理由はないと考えられる。そして、公益目的事業として公益法人認定法別表各号に掲げられている事業の種類は、その性質上何らかの形で不特定かつ多数の者に利益をもたらすと考えられるものとして、国民の利益のために制定されている現行の諸法律の目的規定の内容を分類、整理し列挙したものであるところ、公益信託の「公益」は公益法人の「公益」と同一であるとする考え方を採る場合には、公益信託の「公益」の概念の明確化に当たっては、公益法人と同様の手法を採ることが自然である。

また、公益信託は信託財産を取り崩して一定の期間で終了させることも可能であり、一般に永続的な活動が予定されている公益法人よりも基本的に小規模なものが想定されるが、そのことが直ちに両者の事業・事務の種類に相違をもたらすものとは考え難い。そうすると、法人と信託の制度的な違いを踏まえても、公益法人が行う公益目的事業と公益信託の受託者が行う公益目的の信託事務とを異なるものとするまでの理由は見当たらない。

したがって、公益目的の信託事務として具体的に列挙するものは、公益法人認定法別表の掲げる23の公益目的事業と同一のものとするのが相当であると考えられるがどうか。

## 第2 受託者に関する認定基準

公益信託の受託者につき、公益法人認定法第6条第1号から第6号までと同様の事由を欠格事由とする規律を設けることでどうか（ただし、信託と法人の相違に応じて必要な修正を加えるものとする。）。

※ なお、公益信託の受託者の範囲については、部会資料32の第3「公益信託の受託者の範囲」の論点で検討したところであり、本論点では、上記受託者の範囲の論点とは別に受託者の欠格事由に関する規律について検討する。

（補足説明）

- 1 公益信託法には、公益信託の受託者の欠格事由に関する規定は存在せず、信託法第7条が、未成年者、成年被後見人又は被保佐人は受託者となることができないこと、同法第56条第1項第2号が受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたことを受託者の任務の終了事由とする旨を規定しているにとどまる。

他方、公益法人認定法第6条は、公益認定の基準のほかに一定の事由を欠格事由として規定している（別表の「公益認定法上の欠格事由」欄に記載の各事由）。この規定は、公益法人の名称の使用や税法上の優遇措置の適用という公益認定に伴う法律上の効果を付与するにふさわしくないものとして、個別の事情を斟酌する必要がない事由及び当該一般社団法人又は一般財団法人の属性やその理事、監事及び評議員の人的属性に係る事由を欠格事由として掲げ、これに該当する者を排除することを意図するものである（一問一答212頁）。

- 2 公益信託の適正な運営を確保するためには、受託者に一定の適格性が求められるといえ、上記のような公益法人認定法第6条の趣旨は、公益信託の受託者にも妥当する。また、同条が規定するような業務執行機関等として不適格であることが典型的に明らかな事由を公益信託の受託者の欠格事由とすることは、公益信託の認定を受けることにより税法上の優遇措置を受けることが可能な制度となることも視野に入れながら新たな認定基準等を検討するとの本部会の基本的な方向性とも整合的と考えられる。したがって、同条所定の事由は、公益法人と公益信託との間の制度的な相違に基づく必要な修正を加えた上で、基本的には、公益信託の受託者の欠格事由とするのが妥当である。

もっとも、同条は、第1号において、公益認定の対象となる一般社団法人又は一般財団法人の理事、監事及び評議員の欠格事由を規定し、第2号から第6号において当該一般社団法人又は一般財団法人の欠格事由を規定している。公益信託の受託者の範囲をどのように規律するかについては、部会資料32の第3「公益信託の受託者の範囲」の論点で検討したところであり、仮に自然人が受託者とな

ることを許容する場合、法人格の存在を前提にした同条第6号の事由は欠格事由とはなり得ない。また、その一方で、受託者を法人に限定した場合に、欠格事由となり得ない事由も存する（例えば、同条第1号ハの事由）。これらの事情を踏まえ、受託者としてどのような者を想定するかにつき分類をした上で、受託者の欠格事由とすることを想定し得る事由について、公益信託に導入する上で必要な修正を加えたものを別表に記載した。

さらに、受託者が法人である場合における当該法人の役員等の欠格事由をどのように規律するかも問題となるが、不適格者が公益信託に関与することを排除する観点からは、目的信託の受託者である法人の役員等の欠格事由を定めた信託法施行令第3条第2号の規定も参考としつつ、受託者が自然人である場合の欠格事由と同様とするのが相当であると考えられるところ、受託者である法人の役員等の欠格事由とすることが想定し得る事由についても、公益信託に導入する上で必要な修正を加えたものを別表に記載した。

なお、部会資料32の第3「公益信託の受託者の範囲」の検討の過程においては、受託者に公益信託の管理運営能力等が存することを積極的な認定基準とするのではなく、上記能力の欠缺を欠格事由とすべきとの意見も出されたところであり、「公益信託の受託者の範囲」の論点に関する今後の議論も踏まえながら、別表記載の事由以外のものを公益信託の受託者の欠格事由とすべきか否か等につき引き続き検討する必要がある。

- 3 なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第65条第1項は、役員（理事及び監事をいう。同法第63条第1項）となることができないものとして、①法人（第1号）、②成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者（第2号）、③一般法人法等所定の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（第3号）、④上記③に規定する法律以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）（第4号）を規定している。この規定は、一般法人の役員としてふさわしくない者を排除し、業務執行の適正性を確保することを目的としたものと考えられ、これらの事由を公益信託の受託者の欠格事由とすべきかが問題となり得る。

このうち、上記①の規律を公益信託に導入すると、法人が公益信託の受託者となる場合において、その法人の役員に別の法人が就任することを禁止する規律を設けることになるが、法人が他の法人の役員となることを禁止する規律は既に他の法律に存在していること（会社法第331条第1項第1号等参照）からすると、敢えて信託法・公益信託法の中に上記のような規律を設ける必要性に乏しいと考

えられる。また、上記②については公益信託にも適用される信託法第7条と同内容であり、さらに、上記③及び④については、公益認定法第6条と同様の事由を公益信託の受託者の欠格事由とすれば、これに包含される関係にあるものと考えられる。

そのため、少なくとも上記②から④までの各事由については、これらを別途公益信託の受託者の欠格事由とするための規定を設ける必要はなく、また、上記①の事由についても規定を設ける必要は乏しいと考えられる。

- 4 以上によれば、法人と信託の制度的な相違を踏まえて適宜の修正が必要であるものの、基本的には、公益認定法第6条所定の事由を公益信託の受託者の欠格事由とすべきと考えられるがどうか。

### 第3 信託事務に関する認定基準

#### 1 当該公益信託の受託者等の関係者に対する特別の利益の供与禁止

【甲案】：公益信託の受託者が、信託事務を行うに当たり、当該公益信託の受託者等の関係者に対し特別の利益を与えないものであることを認定基準とする規律を設ける。

【乙案】：上記の規律は設けない。

(補足説明)

- 1 公益法人認定法第5条第3号は、公益認定の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が、その事業を行うに当たり、その社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであることを認定基準としており、同法施行令第1条は、同法第5条第3号の政令で定める法人の関係者として、当該法人の理事等の配偶者又は三親等内の親族等を掲げている(注)。

同号は、公益法人が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益目的事業を行うことから、特定の者に対してのみ特別な利益を供与することは公益法人の在り方として適当でなく、また、公益法人の社員、理事等は、その法人における地位を利用して、自ら又は自らの親族等に対して利益を誘導し得ることから、これらの者を法人の関係者と位置付け、特別な利益の供与を禁止したものである(一問一答201頁)。

他方、これに相当するものは、明示的には、公益信託についての許可の基準とはされておらず、また、税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託の要件ともされていない。

なお、公益法人認定法第5条第3号の「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇を指すものとされている(公益認定等ガイドラインI3参照)。

(注) 公益法人認定法施行令第1条が規定する同法第5条第3号で定める法人の関係者(一般財団法人に関するものに限る。)

- 一 当該法人の理事、監事又は使用人
- 二 (略)
- 三 当該法人が一般財団法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- 四 前三号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 五 前各号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

六 前二号に掲げる者のほか、第一号から第三号までに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者

七 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるもの

2 公益法人認定法第5条第3号の趣旨は、公益法人の理事などが自らの地位を利用して不当な利益を得、又は与えるおそれを防止することにより、これは、過去の公益法人において見られた弊害を踏まえ、公益法人から当該法人の関係者に特別の利益が供与される危険があることに鑑み、こうした事態を明示的な規律によって禁止し、この認定基準に反するような事態が生じた場合には、行政庁による勧告、命令又は公益認定の取消し等の対応が可能となるようにする必要があったことによるものと考えられる。

そして、公益信託においても、上記のような事態が生ずるおそれが全く存在しないといえない以上、公益法人制度と同様に、受託者が信託事務を行うに当たり、当該公益信託の受託者等の関係者に対し、特別の利益を与えないものであることを認定基準として設ける考え方があり得る（前注のとおり、認定基準とすることは、公益信託の認定・監督を行う外部の第三者機関がこれに違反した公益信託の受託者に対してその監督権限を行使できるとすることを含意する。）。

そこで、このような考え方を【甲案】として示している。【甲案】を採用する場合には、利益の供与が禁止される公益信託の関係者の範囲が問題となるが、公益法人認定法第5条第3号及び同法施行令第1条を参考にした場合には、その範囲は、当該公益信託の受託者、委託者、信託管理人、運営委員、同条第4号から第7号に掲げる者に相当する者及び受託者が法人である場合のその役員等となると考えられる。

なお、【甲案】は、特別の利益供与の禁止を認定基準とするものであり、これに違反して公益信託の受託者が行った行為の私法上の効果を直ちに否定するものではない。また、公益認定法第5条第3号は、その趣旨に照らし、法人の関係者が、他の不特定かつ多数の受益者と同等の利益を受けることまでも禁止しているものではないから（一問一答202頁）、【甲案】を採用した場合でも、例えば、一定の公益性が認められるような適正な選考をした上で、公益信託の受託者が、当該公益信託の関係者に助成する場合は、この認定基準には反しないものと考えられる。

また、【甲案】に対しては、このような認定基準を設けた場合、認定基準で例示列挙された者以外の者に対して上記のような意味での「特別の利益」を与えることを許容しているかのように反対解釈される懸念があるとの批判が考えられる。もっとも、【甲案】を採ったとしても、このような認定基準に反する事態が生じた

場合には、公益信託の受託者の善管注意義務違反（信託法第261条第1項、第29条第2項）等の問題は当然に生じ得るのであって、当該義務に違反した場合の受託者の損失てん補責任（同法40条）等の責任追及によって対応可能なのであるから、そのような批判は当たらないとの反論が考えられる。

- 3 他方、【甲案】のような認定基準を設けなくとも、信託管理人による差止請求権の行使（信託法第261条第1項、第125条第1項、第92条第11号、第44条）等によって上記認定基準に反する事態を防止することができ、万が一そのような事態が発生した場合でも、受託者の善管注意義務違反や受託者の損失てん補責任（信託法第261条第1項、第125条第1項、第92条第9号、第40条）等の問題として捉え、公益信託の認定・監督を行う外部の第三者機関の関与によることなく、信託管理人による監督権限の行使等の公益信託内部のガバナンスによって解消しようとする考え方があり得る。

そこで、このような考え方を【乙案】として示している。認定の段階で【甲案】のような認定基準に反するか否かを判断するのは困難であることも、【乙案】の論拠となる。

もともと、【乙案】に対しては、【甲案】の認定基準に違反するような事態が生じた場合に、そのことだけを理由として、公益信託の認定・監督を行う外部の第三者機関がその監督権限を行使できないことになる可能性があり、不当であるとの批判があり得る。

なお、信託業法第29条第2項は、信託会社が利害関係人と信託財産との間における取引を行うことを原則として禁止し、その取引を行う旨の信託行為の定めがあることや、当該取引に関する重要な事実を開示してあらかじめ書面等によって信託管理人等の承認を得ることなどの要件を満たした場合にのみ例外的にこれを許容している。【乙案】を採用した場合でも、公益信託の受託者等の関係者に対して特別の利益を供与することが無制限に許容されるわけではないことは当然であるが、更に上記のような信託業法上の制限が課される場合もあり得ると考えられる。

- 4 以上のとおり、公益信託の受託者が、信託事務を行うに当たり、当該公益信託の受託者等の関係者に対して特別の利益を供与することを防止するために特別の規律を設けるか否かについては、前記の2案が考えられるがどうか。

## 2 営利事業を営む者等に対する特別の利益の供与禁止

【甲案】：公益信託の受託者が、信託事務を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者等に対し特別の利益を与えないことを

認定基準とする規律を設ける。

【乙案】：上記の規律は設けない。

(補足説明)

- 1 公益法人認定法第5条第4号は、公益認定の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が、その事業を行うに当たり、「株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること」を認定基準とした上で、他の公益法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この認定基準に反しないものとしている。また、同法施行令第2条は、同法第5条第4号の政令で定めるものとして、①株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動を行う個人又は団体（同法施行令第2条第1号）、②社員その他の構成員又は会員等の相互の支援、交流、連絡その他の社員等に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体（同第2号）を掲げている。

同号の趣旨は、公益法人の財産は、公益目的事業に使用されることが本来の姿であり、公益法人から他の団体等に寄附等によって財産が移転し、受入先において財産を営利事業や特定の者のために使用されることは適当でなく、公益法人に寄附を行った者にとっては、自らが寄附をした財産が公益目的事業に使用されることを期待していることから、それが営利法人の株主等に分配され、又は特定の者のために利用される事態が生ずることにより公益法人に対して不信感を抱くことになる結果、国民からの寄附金が停滞することや、公益法人一般の姿勢について疑義を呈せられることを防止することにある（一問一答202頁）。

他方、同号に相当するものは、明示的には、公益信託についての許可の基準とはされておらず、また、税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託の要件ともされていない。

なお、同号の「特別の利益」については、同条第3号と同様、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇を指すものとされている（公益認定等ガイドラインI3参照）。

- 2 前記のとおり、公益法人認定法第5条第4号の趣旨は、公益法人のために拠出された財産が営利法人等に交付され、公益目的事業に使用されなくなるという事態を防止することで、公益法人一般に対する国民の信頼を確保することにある。そして、公益信託においても、公益信託のために拠出された財産が、営利事業を営む者等に交付され、公益目的の信託事務に使用されなくなるという事態が生じ

るのを防止する必要がある、また、万が一これに違反するような事態が生じた場合に公益信託の認定・監督を行う外部の第三者機関がその監督権限を行使し得るようにすべきとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

なお、【甲案】を採用した場合でも、これに違反して公益信託の受託者が行った行為の私法上の効果が直ちに否定されるわけではなく、また、公益信託の受託者が適正な手続を踏んだ上で株式会社等に助成を行う場合等がこの認定基準に違反するものでないこと等は、前記第3の1補足説明2に記載したところと同様である。

3 他方、前記第3の1補足説明3に記載したところが、本論点についてもそのまま妥当するとして、公益信託の受託者が株式会社その他の営利事業を営む者等に対し特別の利益を与えないことを認定基準とする必要はないとの考え方もあり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。なお、【乙案】に対しては、前記第3の1補足説明3に記載したように、この認定基準に違反するような事態が生じたとしても、それだけでは、公益信託の認定・監督を行う外部の第三者機関がその権限を行使できないこととなり不当であるとの批判があり得る。

4 以上のとおり、公益信託の受託者が、信託事務を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者等に対して特別の利益を供与することを防止するために特別の規律を設けるか否かについては、前記の2案が考えられるがどうか。

### 3 社会的信用を維持する上でふさわしくない信託事務及び公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある信託事務の禁止

【甲案】：公益信託の受託者が、社会的信用を維持する上でふさわしくない信託事務や、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある信託事務を行わないものであることを認定基準とする規律を設ける。

【乙案】：上記の規律は設けない。

(補足説明)

1 公益法人認定法第5条第5号は、公益認定の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が、「投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること」を認定基準としている。そして、同法施行令第3条は、同法第5条第5号の政令で定

める事業として、投機的な取引を行う事業、利息制限法に違反する貸付けを行う事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を掲げている。同号の趣旨は、公益法人は、公益認定を受けることで社会的信用を獲得し、その信用に基づいて広く国民各層に寄附等の支援を募ることが可能となるものであり、仮にある公益法人が社会通念上明らかに不適当な事業を行い信用失墜を招いた場合、当該法人のその後の事業遂行に支障をもたらすおそれが生じるばかりか、公益法人一般の社会的信用も傷つけられ、公益法人一般の事業活動に支障が生じ得ることから、そのような事業を行わないことを認定基準として設けることで、公益法人制度全体の信用失墜を防止することにある（一問一答203頁）。

他方、これに相当するものは、明示的には、公益信託についての許可の基準や税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託の要件とはされておらず、許可審査基準「2 授益行為」が、公益信託の授益行為が当該公益信託の目的に照らし適切な内容のものであることを要件としているのみである。

2 公益法人が社会通念上明らかに不適当な事業を行わないものであることを認定基準として設け、そのような事態が発生して公益法人制度全体の信用が失墜するのを防止するとの公益法人認定法第5条第5号の趣旨は、公益法人同様に高い社会的信用性が求められる公益信託にも妥当すると考えることもできる。また、公益法人制度と同様に、万が一このような事態が生じた場合には、公益信託の認定・監督を行う外部の第三者機関が適切にその監督権限を行使できるような仕組みとすることが望ましく、こうした観点からも、公益信託の受託者が、社会的信用を維持する上でふさわしくない信託事務や公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある信託事務を行わないものであることを認定基準とする規律を設けるべきとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

3 他方、公益信託の受託者が行う信託事務を公益目的の信託事務に限定し、それ以外の信託事務を除外するのであれば（部会資料32第2の2参照）、収益事業等を行う公益法人と異なり、公益信託の受託者が、公益法人認定法施行令第3条に規定された営業や公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある営業を公益目的の信託事務として行うことは想定し難い。そのため、公益信託の受託者が、社会的信用を維持する上でふさわしくない信託事務や公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある信託事務を行わないことを認定基準とする規律を設ける必要はないとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

- 4 以上のとおり、公益信託の受託者が、社会的信用を維持する上でふさわしくない信託事務や公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある信託事務を行わないことを認定基準とする規律を設けるか否かについては、前記の2案が考えられるがどうか。

#### 4 収支相償

【甲案】：公益信託の受託者が行う公益目的の信託事務に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること（以下「収支相償」という。）を認定基準とする規律を設ける。

【乙案】：収支相償を認定基準とする規律は設けず、かつ、信託費用の支出に関して定めた認定基準も設けない。

【丙案】：収支相償を認定基準とする規律は設けないが、信託財産が不当に蓄積されることを防止するために、公益目的の信託事務による収益の一定割合以上を信託費用として支出すると見込まれること等を認定基準とする規律を設ける。

(補足説明)

- 1 公益法人認定法第5条第6号及び第14条は、公益認定の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が、その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること(収支相償)を公益法人の認定基準としている。公益法人の公益目的事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すべきものであり、その遂行に当たっては、動員可能な資源を最大限に活用し、無償又は低廉な対価を設定することなどにより、利益を享受する者の範囲を可能な限り拡大することが求められることから、公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないこと(実費弁償)を認定基準として設けることとしたものである(一問一答204頁)。

他方、収支相償に相当するものは、公益信託の受託者が行う信託事務が事実上助成事務に限定されていることなどから、公益信託についての許可の基準とはされておらず、また、税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託の要件ともされていない。

- 2 公益法人における収支相償の認定基準は、実費弁償を定めることで、当該公益法人が行う事業によって利益を享受する者の範囲を可能な限り拡大することを意

図するものであり、その考え方は、公益信託にも基本的に妥当することから、公益信託の受託者が行う公益目的の信託事務に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであることを認定基準とする規律を設けるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

なお、【甲案】に対しては、そのような規律を設けた場合、公益目的の信託事務に係る収支としてゼロか損失を計上しなければならず、公益目的の信託事務を継続的に実施できなくなってしまうのではないかと懸念あるいは批判があり得る。

もっとも、収支相償を認定基準とする公益法人の実務においては、事業は年度により収支に変動があり、また長期的な視野に立つて行う必要があることから、この基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求められているわけではないようである。具体的には、仮にある事業において収入が費用を上回った場合でも、将来の当該事業の拡充等に充てるためのものとして一定の要件を満たした資金（特定費用準備資金、公益法人認定法施行規則第18条）（注）への積立てをもって費用とみなすこと等によって、中長期では収支が均衡することが確認されれば、この基準を満たすものと解されている（新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）問V-2-③）。

公益信託において収支相償を認定基準として採用した場合でも、公益法人制度と同様の実務的な運用がされるのであれば、上記のような懸念あるいは批判は必ずしも妥当しないこととなると考えられる。

また、公益法人制度における収支相償の判断は、二段階に分けて実施されているようである。すなわち、第一段階は、公益目的事業（事業の目的や実施の態様等から関連する事業としてまとめたものが一の事業単位とされる）を単位として、これに直接関連する収入（経常収益）と費用（経常費用）とを比較し、収入が費用を上回る場合には、当該事業に係る特定費用準備資金への積立額として整理する（なお、当該法人が行う事業が一つしかない場合には、第一段階を省略し、次の第二段階のみの判断とされる。）。続いて、第二段階では、公益目的事業の会計に属するその他の経常収益で各事業に直接関連付けられないもの（公益のためとして一般的に受ける寄附金等）や、公益目的事業に係る特定費用準備資金への積立額と取り崩し額、更に収益事業等を行っている法人については、収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れる額も加えて収支を比較することとなる（新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）問V-2-①、④）。このような実務運用に鑑みると、収支相償を公益信託の認定基準とした場合には、当該公益信託の受託者が行う公益目的の信託事務ごとに収支相償の基準を満たしているかの判断がされることになると考えられる。

(注) 特定費用準備資金と認定されるためには、以下の全ての要件を満たす必要がある。

- 一 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- 二 他の資金と明確に区分して管理されていること。
- 三 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は目的外で取り崩す場合に理事会の決議を要するなど特別の手続が定められていること。
- 四 積立限度額が合理的に算定されていること。
- 五 特別の手続の定め、積立限度額、その算定根拠について事業報告に準じた備置き、閲覧等の措置が講じられていること。

3 他方、仮に前記2のような実務的な運用がされるとしても、公益法人制度における「特定費用準備資金」に該当するか否かなどの判断は、公益信託の受託者にとって、必ずしも容易ではないと考えられる。また、こうした例外的な取扱いの判断が困難である結果、公益信託の受託者において、収支相償の数値基準を満たすことのみを考え、収入が増えるのを回避するようになったり（例えば、信託財産への寄附の受入を謝絶するような場合）、過大とはいえなくても相当性に疑義をもたれるような費用を計上したりし（例えば、奨学金の給付を行う公益信託において、やや甘い選考をして奨学金を支給するというような場合）、本末転倒といえるような事態が生じないとも限らない。さらに、収支相償の基準は、適正な対価設定がされることをその趣旨とするところ、数値基準を満たしさえすれば、その趣旨が実現されるわけではないとの指摘もある（例えば、美術館の運営を行う公益信託において、入館料として廉価とはいえない価格を設定した上、その収益を不急ともいえる施設改修費用に充て、収支相償の数値基準を満たすような場合）。

このようなことを踏まえ、公益信託においては、収支相償を認定基準とする規律を設けるべきではなく、かつ、公益法人に比して軽量・軽装備であるとの公益信託のメリットを活かすべく、信託費用の支出に関して定めた認定基準も設けないとする考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

もっとも、【乙案】を採用した結果、公益信託の受託者が事業を行う際の対価設定に関する規律が無いために、信託財産が不当に蓄積される事態が生ずることになれば、公益のために供された資源である信託財産を最大限に活用し、そこから利益を享受する者の範囲を可能な限り拡大すべきであるはずの公益信託の意義を損なわせる可能性がある。また、公益信託の認定基準として、遊休財産の保持を禁止する規律を設けるかの論点とも関連するが、信託財産が不当に蓄積されることを防止する仕組みが存在しない公益信託には税制優遇を与えるインセンティブも乏しくなると考えられる。【乙案】を採用するに当たってはこれらの問題点に留

意する必要がある。

- 4 このほかに、収支相償そのものを認定基準として公益信託に持ち込むことは妥当でないが、収支相償に代えて、公益目的の信託事務による収益の一定割合以上を信託費用として支出すると見込まれること（いわゆるペイアウトルール）など、信託財産が不当に蓄積されることを防止するための認定基準を設けるべきとの考え方があり得る。この考え方は、収支相償には、公益法人内部に財産が不当に蓄積されるのを防止するという要素も含まれており、収支相償に関する認定基準を設けないとしても、このような要素は公益信託においても同様に妥当とするものである。

そこで、このような考え方を【丙案】として示している。なお、仮に【丙案】を採用する場合には、「公益目的の信託事務による収益」に何が含まれるのか明確にする必要がある。また、例えば一定の要件を満たした寄附金を除外するなどすることで、前記3に記載したように、数値基準を満たすことを目的として不相当な事態が生ずるのを避ける必要があると考えられる。また、実際にペイアウトルールを採用している米国では、運用収益からではなく、資産の5パーセントを支出しなければならないという規律が採用されているが、ペイアウトルールについては、米国内でも資産の5パーセントの支出は高額にすぎ、かつ、その運用が硬直的になりがちであるとの批判がされているとの指摘がある（注）。【丙案】を採用し、公益信託にペイアウトルールを導入して信託財産の一定割合を支出することを受託者に義務付ける場合、その内容によっては、米国内においてペイアウトルールに対してされている上記のような批判が妥当する可能性があることに留意する必要がある。

（注）米国におけるペイアウトルールは、連邦税法（内国歳入法典 4942 条）に規定された税法上の制度であり、同法典 501 条(c) (3) 項の慈善・公益組織として税制優遇を受ける組織に適用される。そして、同法典 501(c) (3) は、事業目的が公益であり、非営利性が確保されていることを要件としているが、組織形態については法人か信託かを区別していない。

もっとも、ペイアウトルールは、税制優遇を受ける公益的組織（法人及び信託）全てに適用されるルールではなく、同法典 501(c) (3) の要件を満たす公益的組織のうち、家族財団のように特定少数者に支配されているようなものを Private Foundation として括りだして、このカテゴリーについてのみ課されるルールとされている。

- 5 以上のとおり、収支相償の基準を公益信託の認定基準として導入するかに関しては、これに代わる基準の導入の当否を含め、前記のような3案が考えられるかどうか。

## 5 公益目的の信託事務以外の信託事務による公益目的の信託事務の実施への支障がないこと

公益信託の受託者が公益目的の信託事務以外の信託事務を行うことによって公益目的の信託事務の実施に支障を及ぼすおそれがないことを認定基準とする規律は設けないことかどうか。

(補足説明)

- 1 公益法人認定法第5条第7号は、公益認定の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことを公益法人の認定基準としている。同号の趣旨は、公益法人が行う事業のうち収益事業等の実施に重点がおかれ、本来、公益目的事業に投入されるべき資金、要員、施設等が収益事業等に割かれる状態にある法人は、公益目的事業を行うことが疎かになることから、そのような状態に公益法人が陥ることを防止することにある（一問一答205頁）。

他方、これに相当するものは、公益信託についての許可の基準とはされていないが、税法上の認定特定公益信託の要件として、「その目的に関し相当と認められる業績が持続できること」が設けられている。

- 2 公益信託の受託者が行う信託事務を公益目的の信託事務に限定し、公益法人制度における収益事業等とほぼ同じ意味を有する公益目的の信託事務以外の信託事務を除外するのであれば（部会資料32第2の2参照）、公益信託の受託者がその事務を行うことによって公益目的の信託事務の実施に支障が生ずることは想定し難い。したがって、公益信託の受託者が公益目的の信託事務以外の信託事務を行うことによって公益目的の信託事務の実施に支障を及ぼすおそれがないことを認定基準とする規律は設けないことが相当であると考えられる。

## 6 公益目的の信託事務の比率

公益信託の受託者が行う信託事務のうち公益目的の信託事務に係る費用の額の比率が100分の50以上となると見込まれるものであることを認定基準とする規律（公益法人認定法の公益目的事業比率に相当する規律）は設けないことかどうか。

(補足説明)

- 1 公益法人認定法第5条第8号及び第15条は、公益認定の申請をした一般社団法人又は一般財団法人がその事業活動を行うにあたり、公益目的事業の実施に係

る費用の額の比率が100分の50以上となると見込まれるものであることを認定基準としている。公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、また、「公益法人」の名の下、国民からの寄附等を受けつつ事業活動を行うものであることから、公益法人が行う全ての活動（公益目的事業、収益事業等及び法人の運営のための活動）の規模に占める公益目的事業の規模の割合が、少なくともその半分を占めていることが必要であるため、（公益目的事業の実施に係る費用）／（公益目的事業の実施に係る費用＋収益事業等の実施に係る費用＋公益法人の運営に必要な経常的経費）を公益目的事業費率として定義し、この値が100分の50以上となることを認定基準として設けることとしたものである（一問一答205頁）。

他方、これに相当するものは、公益信託についての許可の基準や税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託の要件とはされていない。

- 2 公益信託の受託者が行う信託事務を公益目的の信託事務に限定し、それ以外の信託事務を行わないものとするのであれば（部会資料32第2の2参照）、公益法人が公益目的事業に加えて収益事業等も行うことを前提として定められている公益目的事業比率の趣旨は、公益信託には当然には妥当しない。

したがって、公益信託の受託者が行う信託事務のうち公益目的の信託事務に係る費用の額の比率が100分の50以上となると見込まれるものであることを認定基準とする規律は設けないことが相当であると考えられる。

- 3 なお、公益目的事業比率に関する認定基準を設けないとしても、公益信託の信託財産は、可能な限り、公益目的の信託事務を実施するための費用として用いられるべきであり、当該公益信託の運営に必要な経常的経費のために過大に使用されることは望ましくないとの考慮から、公益信託において支出される経費のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の占める比率が一定割合以下となると見込まれることを認定基準とする考え方があり得る。

ただし、公益信託の運営に必要な経常的経費としては、受託者、信託管理人及び運営委員に対する報酬、運営委員会の開催運営費、公告に要する費用があると考えられるところ（注）、受託者等に対する報酬に関しては、別途報酬額が過大にならないような規律を設けることで対応できる上、運営委員会の開催運営費、公告費等が高額となる事態は容易には想定し得ず、そのような異例ともいえる事態を想定して、経常的経費に関する認定基準を設けることが真に必要なのかは慎重に判断すべきである。もっとも、公益信託の受託者が助成事務以外の信託事務を行うことを許容し（部会資料32第2の1）、公益信託の信託財産の範囲を金銭に限定しないとする（同第2の3）に伴い、公益信託の運営に必要な経常的経

費として、上記のようなもの以外が想定されるのであれば、上記のような認定基準を設けることの有用性も十分に認められるといえるから、公益信託における経常的経費の内容も含めて更に検討する必要がある。

(注) 公益法人制度においては、当該公益法人の運営に必要な経常的経費（いわゆる管理費、公益法人認定法施行規則第13条第2項）の例示として、総会・評議員会・理事会の開催運営費，登記費用，理事・評議員・監事報酬，会計監査人報酬が挙げられている（公益認定等ガイドラインI7参照）。

別表

検討項目 公益法人認定 法上の欠格事由(同法第6条)	自然人が受託者である場合におい て、当該自然人の欠格事由とする際 の修正	法人が受託者である場合	
		当該法人の役員等の欠格事由とする 際の修正	当該法人自体の欠格事由とする際 の修正
公益認定の取消しの原因となった事実が あった日以前1年以内に当該公益法人の 業務を行う理事であった者で取消しの日 から5年を経過しない者が一般社団・財 団法人の理事等であること(1号イ)	公益信託の認定の取消しの原因とな った事実があった日以前1年以内に 当該公益信託の受託者であった者で その取消しの日から5年を経過しない 者が受託者であること(注1, 2)	公益信託の認定の取消しの原因とな った事実があった日以前1年以内に 当該公益信託の受託者である法人の 業務を行う役員等であった者(個人の 受託者であった者を含む。)その取消 しの日から5年を経過しない者が受託 者である法人の役員等であること(注 1, 2)	公益信託の認定の取消しの原因とな った事実があった日以前1年以内に 当該公益信託の受託者であった者で その取消しの日から5年を経過しない 者が受託者であること(注1, 2)
公益法人認定法、一般法人法、一定の 刑罰法規、税法に違反し、罰金刑に処せ られ、執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなった日から5年を経過しない者 が一般社団・財団法人の理事等であるこ と(1号ロ)	一定の刑罰法規、税法に違反し、罰 金刑に処せられ、執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者が受託者であること (注3)	一定の刑罰法規、税法に違反し、罰 金刑に処せられ、執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者が受託者である法 人の役員等であること(注3)	一定の刑罰法規、税法に違反し、罰 金刑に処せられ、執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者が受託者であること (注3)
禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執 行を終わり、又は刑の執行を受けること がなくなった日から5年を経過しない者 が一般社団・財団法人の理事等であること(1 号ハ)	禁錮以上の刑に処せられ、その刑の 執行を終わり、又は刑の執行を受ける ことがなくなった日から5年を経過しな い者が受託者であること	禁錮以上の刑に処せられ、その刑の 執行を終わり、又は刑の執行を受ける ことがなくなった日から5年を経過しな い者が受託者である法人の役員等 であること	※法人が禁錮刑に処せられることは ないから、公益信託への援用不能
暴力団員又は暴力団員でなくなった日 から5年を経過しない者が一般社団・財 団法人の理事等であること(1号ニ)	暴力団員又は暴力団員でなくなった 日から5年を経過しない者が受託者 であること	暴力団員又は暴力団員でなくなった 日から5年を経過しない者が受託者 である法人の役員等であること	※法人については、「暴力団員等 が事業活動を支配している法人が受託 者であること」を欠格事由とすれば足 りる(第6号で足りる)
公益認定を取り消されてから5年を経過 しない一般社団・財団法人であること(2 号)	(注4)		
その定款、事業計画書が法令又は法令 に基づく行政機関の処分違反している 一般社団・財団法人であること(3号)	※公益法人認定法第6条第3号の事由を新たな公益信託の欠格事由として設ける場合、公益法人における定款や事業計画書の概念をそのまま公益信託に持ち込むことはできず、仮に設けるとしても「その信託行為が法令又は法令に基づく行政機関の処分違反している者が受託者であること」と修正して導入することになるものと考えられるが、そのような事態はおよそ想定できないし、信託行為に限定することも相当でないから、あえて欠格事由とする必要はない。		
その事業を行うに当たり法令上必要とな る行政機関の許認可等を受けることが できない一般社団・財団法人であること(4 号)	その事業を行うに当たり法令上必要と なる行政機関の許認可等を受けるこ とができない者が受託者であること	その事業を行うに当たり法令上必要と なる行政機関の許認可等を受けるこ とができない者が受託者である法人 の役員等であること	その事業を行うに当たり、法令上必要 とする行政機関の許認可等を受ける ことができない法人が受託者であるこ と
国税又は地方税の滞納処分の執行がさ れている一般社団・財団法人又は当該 滞納処分終了の日から3年を経過しない 一般社団・財団法人であること(5号)	国税又は地方税の滞納処分の執行 がされている者又は当該滞納処分終 了の日から3年を経過しない者が受 託者であること	国税又は地方税の滞納処分の執行 がされている者又は当該滞納処分終 了の日から3年を経過しない者が受 託者である法人の役員等であること	国税又は地方税の滞納処分の執行 がされている法人又は当該滞納処分 終了の日から3年を経過しない法人 が受託者であること
暴力団員等が事業活動を支配している 一般社団・財団法人であること(6号)	※自然人については、「暴力団員又 は暴力団員でなくなった日から5年を 経過しない者が受託者であること」を 欠格事由とすれば足りる(第1号ニで 足りる)	※法人の役員等については、「暴力 団員又は暴力団員でなくなった日か ら5年を経過しない者が受託者である 法人の役員等であること」を欠格事由 とすれば足りる(第1号ニで足りる)	暴力団員等が事業活動を支配してい る法人が受託者であること

(注1)「公益信託の認定の取消しの原因となった事実」については、当該公益信託の受託者に帰責性のあるものに限定すべきかを検討する必要がある。例えば、公益法人認定法第29条第1項第4号は、「公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき」を公益認定の必要的取消事由としているが、同号と同様の規律を新たな公益信託制度に設けた場合において、公益信託の受託者から公益信託の認定の申請がされ、それに基づいて公益認定が取り消されたときは、その受託者を新たな公益信託の受託者から除外する必要はないと考えられる。仮に公益法人認定法第6条第1号イに相当する事由を公益信託の受託者の欠格事由とするとしても、この場合のように、通常は受託者に帰責性がないといえる場合を除外するなど、「公益信託の認定の取消しの原因となった事実」を一定の範囲に限定するのが相当と考えられる。

(注2)同一の者が複数の公益信託の受託者となっており、そのうちの一つの公益信託の認定が取消しになった場合に、公益認定法第6条第1号イに相当する欠格事由に該当する結果、他の公益信託の認定も取り消される(認定取消しが連鎖する)とすべきかについても問題となるが、ここでの検討対象は公益信託の受託者の欠格事由についてであることから、連鎖の有無の点については別途検討する。なお、公益法人の場合には、公益認定法第6条第1号イの規定は、「認定の取消しの原因となった業務を行う理事」に限定されているので、複数の公益法人の理事を務めている者がいる場合に、そのうちの一つの公益法人が認定に取消しになっても、そのことのみをもって別の公益法人の欠格事由に当たらなく、認定取消しは連鎖しないことになる。

(注3)公益認定法第6条第1号ロは、公益法人の存否に関わる法律、暴力団員に関する法律、税法に違反することは、高い社会的信用性が求められる公益法人にあって重大な非遵行為であることから、特にこれに係る罰金刑を受けたことを欠格事由としたものである(一問一答213頁)。公益信託にこれと同様の規定を置く場合、公益法人認定法、一般法人法に代えてどのような法律を挙げるべきか、どのような刑罰法規を列挙すべきかは、なお検討する必要がある。

(注4)公益認定を取り消された信託が目的信託として存続する可能性があることから、公益認定法第6条第2号の事由も、「公益認定を取り消されてから5年を経過しない目的信託であること」との修正を加えた上で、公益信託の欠格事由とすることも考えられる。もともと、法人格があり同一性の判断が容易である公益法人と異なり、法人格がない公益信託において、公益認定が取り消された信託と新たに公益認定の申請をした信託との同一性の判断が可能かなど引き続き検討すべき課題がある。なお、公益法人認定法第6条第2号の欠格事由を「公益信託」の単位で適用する場合には、受託者に係る認定基準ではないと整理されることになる。